

岩手県告示第 700 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 10 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 八重畑小山田線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町五大堂第 11 地割 47 番 12 地先から第 7 地割 36 番 2 地先まで	新	m 52.1～13.5	m 832.7
	旧	47.1～9.6	832.7

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 5 日から同年 11 月 5 日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 455 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町門字三田貝 133 番 18 地先から 47 番 19 地先まで	新	m 58.9～14.2	m 202.0
	旧	25.8～12.1	202.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 19 年 10 月 5 日から同年 11 月 5 日まで